

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。
個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和3年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に係わる証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会
③システムの名称	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム、eltax、証明書等コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年7月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	所属長 伊藤 正	所属長 丸本 敏文	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	①財務部税務室 ②室長 丸本 敏文	①総合政策部税務課 ②税務課長	事後	
	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・	企画政策部総務法制室	総合政策部総務課	事後	
	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取	財務部税務室	総合政策部税務課	事後	
	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
	I-1-③ システム名称	個人住民税システム	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事前	
令和1年5月27日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事前	
令和1年5月27日	I-1-③ システム名称	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム、eltax	事後	
令和2年1月9日	I-1-③ システム名称	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム、eltax	個人住民税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム、eltax、証明書等コンビニ交付システム	事後	
令和2年5月19日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和2年5月19日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和3年6月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	
令和3年6月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	